第４　太陽殖産における取締役及び監査役の選任並びに代表取締役の選定

１　取締役及び監査役の選任

太陽殖産の取締役及び監査役は、以下のとおり選任する。

⑴　取締役

福田　恵温

十川　高尚

三宅　俊雄

⑵　監査役

秋山　篤昌

２　代表取締役の選定

太陽殖産の代表取締役は、以下のとおり選定する。

福田　恵温（岡山市南区阿津2189番地）

第５　第７章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた後の太陽殖産における取締役の選任及び代表取締役の選定

１　取締役の選任

第７章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた後の太陽殖産の取締役は、以下のとおり選任する。

松嶋　英機

森　　倫洋

柴原　　多

郡谷　大輔

２　代表取締役の選定

第７章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた後の太陽殖産の代表取締役は、以下のとおり選定する。

松嶋　英機（東京都目黒区青葉台二丁目13番５号）

第６　合併後林原における取締役、監査役及び会計監査人の選任並びに代表取締役の選定

１　取締役及び監査役の選任

合併後林原の取締役及び監査役は、以下のとおり選任する。

⑴　取締役

長瀬　玲二

福田　恵温

十川　高尚

田中　和弘

土井　　繁

中村　信之

菅野　　満

⑵　監査役

山下　秀男

２　会計監査人の選任

合併後林原の会計監査人は、以下のとおり選任する。

新日本有限責任監査法人

３　代表取締役の選定

合併後林原の代表取締役は、以下のとおり選定する。

長瀬　玲二（東京都大田区田園調布三丁目27番14号）

第２節　取締役、監査役及び会計監査人の任期

第１　林原における取締役及び監査役の任期

第１節第１の定めにより選任された林原の取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定日から第10章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた日までとする。

第２　林原商事及び生化研における取締役及び監査役の任期

第１節第２及び第３の定めにより選任された林原商事及び生化研の取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定日から本吸収合併の効力発生日までとする。

第３　太陽殖産における取締役及び監査役の任期

第１節第４の定めにより選任された太陽殖産の取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定日から第７章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた日までとする。

第４　第７章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた後の太陽殖産における取締役の任期

第１節第５の定めにより選任された太陽殖産の取締役の任期は、第７章第３節に定める募集株式に係る払込みが行われた日から10年以内に到来する最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする。

第５　合併後林原における取締役、監査役及び会計監査人の任期

第１節第６の定めにより選任された合併後林原の取締役、監査役及び会計監査人の任期は、第10章第２節に定める募集株式に係る払込みが行われた日から１年以内に到来する最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする。

第３節　取締役、監査役又は会計監査人の補充又は増員

更生手続の終結までに取締役、監査役又は会計監査人の変更、補充又は増員の必要が生じた場合には、裁判所の許可を得て、管財人（合併後林原の取締役、監査役及び会計監査人については、管財人及び事業家管財人）が選任する。ただし、変更又は補充により選任された取締役、監査役及び会計監査人の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任された取締役、監査役及び会計監査人の任期は他の取締役、監査役及び会計監査人の残任期間と同期間とする。

第14章　争いの落着しない権利に関する措置

（省略）

第15章　その他必要的記載事項（省略）

別表１－１ないし40（省略）

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第６４号

神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番１―146号　座間東原共同住宅

再生債務者　小原佐紀子

１　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月30日から平成24年２月６日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第３４５号

福岡県糟屋郡宇美町明神坂２丁目５番７号

再生債務者　八尋　龍司

１　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３６１号

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵342番地６

再生債務者　上牟田玲子

１　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３６２号

長崎県佐世保市大野町155番地10　レオパレス池野108号

再生債務者　上牟田浩典

１　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３６８号

福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目17番７号

再生債務者　榎屋　裕子

１　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４５２号

福岡市博多区美野島３丁目20番１―1002号

再生債務者　兵藤　秀夫

１　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月20日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで

福岡地方裁判所第４民事部